

農畜産業機械等リース支援事業

【1,627(2,742)百万円】

対策のポイント

産地の活性化、地域作物支援、飼料生産拠点育成、施設園芸における省エネルギー設備導入、畜産業新規就農の促進等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<背景／課題>

- ・生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図るために、購入する場合に比べて、資金運用の効率化、物件の陳腐化の回避等のメリットがあるリース方式での農業機械等の導入を促進することが必要。

政策目標

- 事業実施産地における効果目標 約600億円（「産地活性化総合対策事業」と一体的に執行）
- 農業分野における温室効果ガスの削減による事業効果 1億円
- 畜産業への新規就農における事業効果 約29億円

<主な内容>

1. 産地活性化型

産地の収益力の向上や戦略作物等の生産拡大を図るため、協議会が策定したプログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

[補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：協議会]

2. 地域作物支援型

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

[補助率：定額（リース料の6/10以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等]

3. 飼料生産拠点育成型

飼料生産を担うコントラクター等飼料生産組織の経営の高度化及び国産粗飼料の流通拠点における広域流通の推進に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

[補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等]

4. 施設園芸省エネ設備導入型

施設園芸における温室効果ガス排出削減対策を促進するために必要となる省エネルギー設備のリース導入を支援します。

[補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：農業者グループ]

5. 畜産新規就農支援型

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規就農者が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

[補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等]

お問い合わせ先：

1の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945 (直))
2の事業	生産局生産流通振興課	(03-3501-3814 (直))
3の事業	生産局畜産部畜産振興課	(03-6744-2399 (直))
4の事業	生産局農業環境対策課	(03-6744-2114 (直))
5の事業	生産局畜産部畜産企画課	(03-3501-1083 (直))

強い農業づくり交付金

【3,127(14,385)百万円】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要となる共同利用施設の整備、新規就農者の育成・確保等を支援。

政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万トン（平成24年度）
- 新規就農者数（39歳以下） 毎年1万5千人程度うち雇用就農者数（39歳以下）毎年7千人程度
- 拠点的な中央卸売市場の合計取扱金額（青果）の減少を年▲0.8%程度から▲0.2%程度に止める（平成26年度）

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

2. 新規就農者の育成・確保

道府県農業大学校等での研修教育や職業訓練の推進に要する施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

3. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等

お問い合わせ先：

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1の事業 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945(直)) |
| 2の事業 経営局人材育成課 | (03-6744-2160(直)) |
| 3の事業 総合食料局流通課 | (03-6744-2059(直)) |

産地活性化総合対策事業のうち

産地収益力向上支援事業（一般地区）

【10,704(6,515)百万円の内数】

対策のポイント

産地自らが、収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・近年の農産物価格の低迷等により供給力の持続性が減退している産地が増大。
- ・産地における収益力を向上させ、消費者・実需者に対し国産農産物を安定的に供給するためには、農業生産のみならず流通・加工分野での取組を促進するなど、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援する必要。

政策目標

事業実施産地の農業産出額を5%以上増加（平成27年度）

<主な内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

- ① 産地において、農業者団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し総合的に支援します。
- ② ①に加え、国が推奨する先進的総合生産工程管理や高度環境制御施設など、高度技術を導入する革新的な取組、訪花昆虫等の持続的確保に向けた取組、直売所の機能強化等の地産地消の取組に対して支援します。
- ③ 産地の取組成果を最大限発揮させるため、普及指導員等を中心として外部専門家から構成される産地経営支援チームによるサポート活動等を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち

産地収益力向上支援事業（ソフト） 2,149(4,310)百万円の内数

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

2. 産地の収益力向上に必要な施設整備に対する支援

上記1. の事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編に対し、支援します。

産地活性化総合対策事業のうち

産地収益力向上支援事業（ハード） 8,555(2,205)百万円の内数

補助率：1/10以内

事業実施主体：市町村、農業者の組織する団体、民間団体

(関連措置)

3. 農業用機械等のリース経費

産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業 1,627(2,742)百万円の内数

補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）

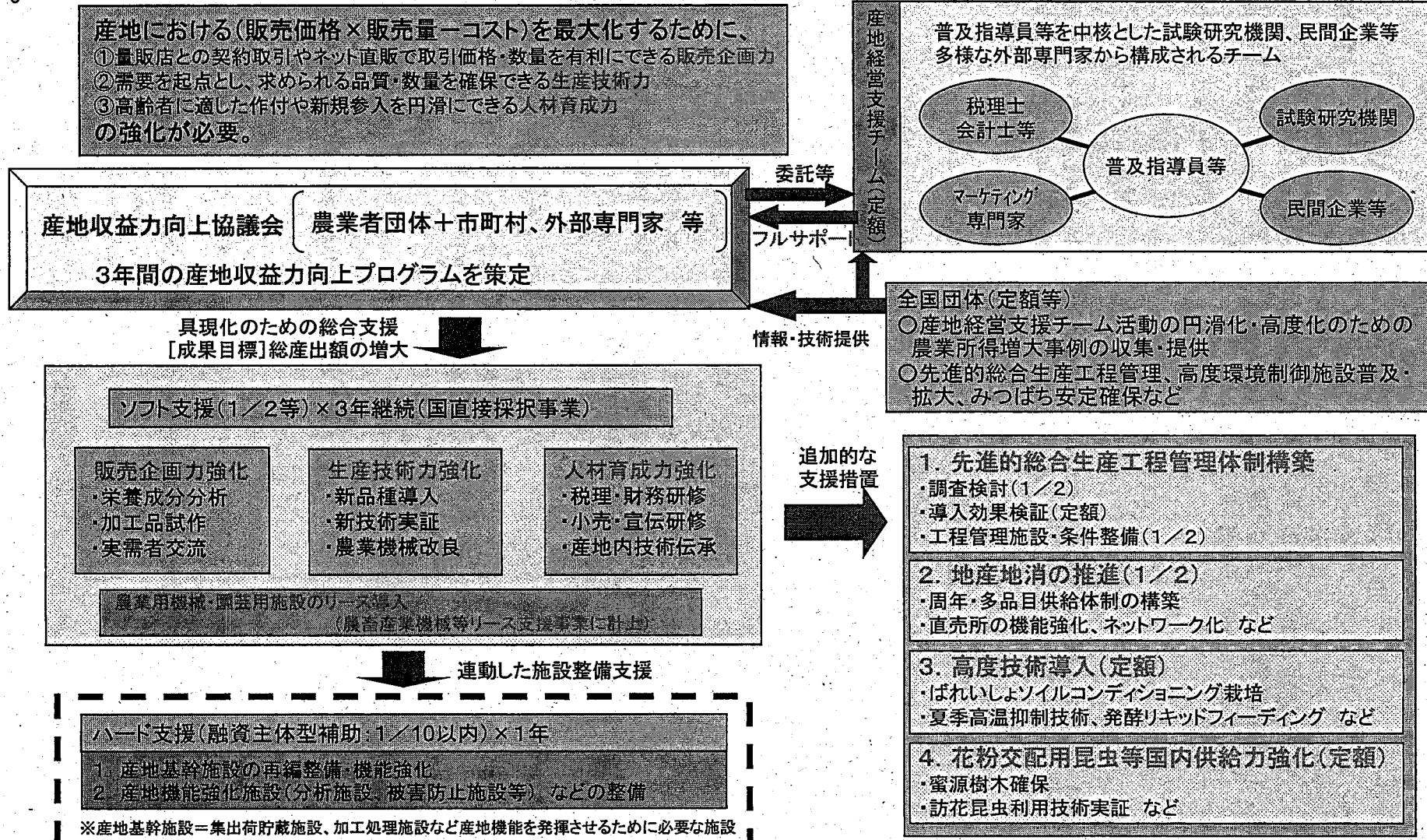
事業実施主体：産地収益力向上協議会

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直））

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業(一般地区)

○産地収益力の向上を図り、供給力の持続性を回復するため、産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取り組みを総合的に支援する。

プロジェクトの特徴 ○品目にとらわれない産地全体の支援 ○普及員等を中心としたサポート体制 ○ソフト事業を中心として、施設整備や機械等の導入も支援



産地活性化総合対策事業のうち

産地収益力向上支援事業及び自給率向上重点支援事業 【10,704(6,515) 百万円の内数】

対策のポイント

農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大等による産地の活性化を支援します。

＜背景／課題＞

- ・農業所得が減少し、農業の持続性が危機的状況にある中、国民への食料の安定的供給を図っていくためには、産地の収益力向上のための取組を推進する必要があります。
- ・食料自給率・飼料自給率の向上のため、大幅な生産拡大が求められる戦略作物（麦、大豆等）等の生産拡大を図る取組を推進する必要があります。

政策目標

事業実施産地における事業効果（農業産出額の増加や農産物供給拡大効果等を貨幣換算したもの）の総計 約600億円（「産地活性化総合対策事業」全体の効果）

＜主な内容＞

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

産地の収益力を向上させるため、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラム等に基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築の取組を支援します。

2. 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組に対する支援

麦、大豆等について、産地が大幅に生産拡大するための体制づくり等を支援します。あわせて、これらの取組に必要な共同利用施設の再編・整備を支援します。また、引き続き、国産大豆の透明かつ公正な取引価格の形成に向けた全国段階の入札の実施に対する支援を行います。

補助率：

1. については、定額、1/2、1/3、1/10以内
2. については、定額、1/2、1/3以内

事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：生産局生産流通振興課（03-3502-5963（直））

産地活性化総合対策事業

産地における収益力の向上、食料自給率の向上、鳥獣被害の防止
に向けた取組を総合的に支援し、産地の活性化を図ります。

推進事業

地域における
体制づくりの
取組等を支援

205

産地収益力向上

一般地区
様々な作目の収益力向上
の取組を支援
(定額、1/2)

有機農業
支援地区
(定額)

地域作物支援地区
国内産いもでん粉産地の取
組を支援
(1/2)

農業所得向上
新分野支援地区
(定額、1/3)

地域バイオマス
支援地区
(定額、1/2)

乳業再編地区
(定額)

全国推進事業
(定額、6/10、1/2)

食肉等流通
合理化地区
(1/2)

食料自給率向上

麦・大豆等
生産拡大地区
(定額、1/2)

飼料生産拠点
育成地区
(1/2)

全国推進事業
(定額)

鳥獣被害対策

※県域を越える取組

広域連携支援地区
(定額)

取組基盤支援事業
(定額)

施設整備

推進事業の取組
に必要な施設整
備等を支援

融資主体型補助(1/10)

整備事業(1/3(5.5/10、1/2))

戦略作物等

(農業所得向上新分野支援、乳業再編、食
肉等流通合理化を含む。)

整備事業

(2/3、5.5/10、1/2)

注1) ()内は、補助率

注2) 産地収益力向上及び食料自給率向上の取組に必要な機械等は引き続き農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)で支援

I 食料供給力の向上のための産地の育成

(1) 食料供給力の強化に向けた園芸産地の育成（野菜・果樹・花き）

【産地活性化総合対策事業】

10,704 (6,515) 百万円の内数】

【農畜産業機械等リース支援事業】

1,627 (2,742) 百万円の内数】

【強い農業づくり交付金】

3,127 (14,385) 百万円の内数】

対策のポイント

園芸作物の安定供給体制を確保するため、園芸産地において、販売価格の向上、販売量の増大及び生産流通コストの低減を戦略的に推進し、収益力を向上させる取組及び必要な施設整備を支援します。

＜背景／課題＞

- ・近年の農産物価格の低迷、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等の進展、輸入量の増加等により、供給力の持続性が減退している園芸産地が増大。
- ・産地における収益力を向上させ、消費者・実需者に対し国産園芸作物を安定的に供給するためには、農業生産のみならず流通・加工分野での取組を促進するなど、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援する必要。

政策目標

- ・園芸産地の収益力の向上
- ・園芸作物の安定供給体制の確保

＜内容＞

1. 園芸産地の収益力向上に向けた取組に対する支援

(1) 園芸産地の収益力を向上させるため、農業者団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し、総合的に支援します。

また、園芸産地の取組成果を最大限発揮させるため、普及指導員等を中心として外部専門家から構成される産地経営支援チームによるサポート活動等を支援します。

さらに、イチゴのクラウン温度制御や梨のジョイント栽培等の国が奨める新技術の導入を支援します。

そのほか、花粉交配用昆虫等の安定確保に向けた取組、高度環境制御施設での栽培・経営を担う人材育成、国産花きの日持ち保証販売などモデル的な生販連携体制の構築などを実施し、その成果を全国的に普及展開する取組を支援します。

〔産地活性化総合対策事業（ソフト） 2,149（4,310）百万円の内数〕

補助率：1／2以内、定額（10／10）

事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

（2）産地活性化総合対策事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編を支援します。

〔産地活性化総合対策事業（ハード） 8,555（2,205）百万円の内数〕

補助率：1／10以内

事業実施主体：農業者団体等

（3）産地活性化総合対策事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする農業機械、園芸用施設のリース導入を支援します。

〔農畜産業機械等リース支援事業 1,627（2,742）百万円の内数〕

補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）

事業実施主体：産地収益力向上協議会

2. 園芸産地における食料供給力の強化と生産の持続性の確保

園芸産地の競争力強化に向けて、消費者ニーズに的確に対応した特色ある園芸産地を構築するために必要な集出荷貯蔵施設、処理加工施設、低コスト耐候性ハウス、高度環境制御施設等の共同利用施設の整備や、改植等の園地整備に対し、都道府県への交付金により支援します。

本交付金の中では、効率的かつ低廉に実需者ニーズに対応した園芸作物の供給体制を整備するため、既存施設を最大限有効活用した再編利用計画の策定等を条件として、集出荷貯蔵施設、処理加工施設の改修等も支援します。

〔強い農業づくり交付金 3,127（14,385）百万円の内数〕

補助率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

生産局生産流通振興課 野菜：03-6744-2113（直）

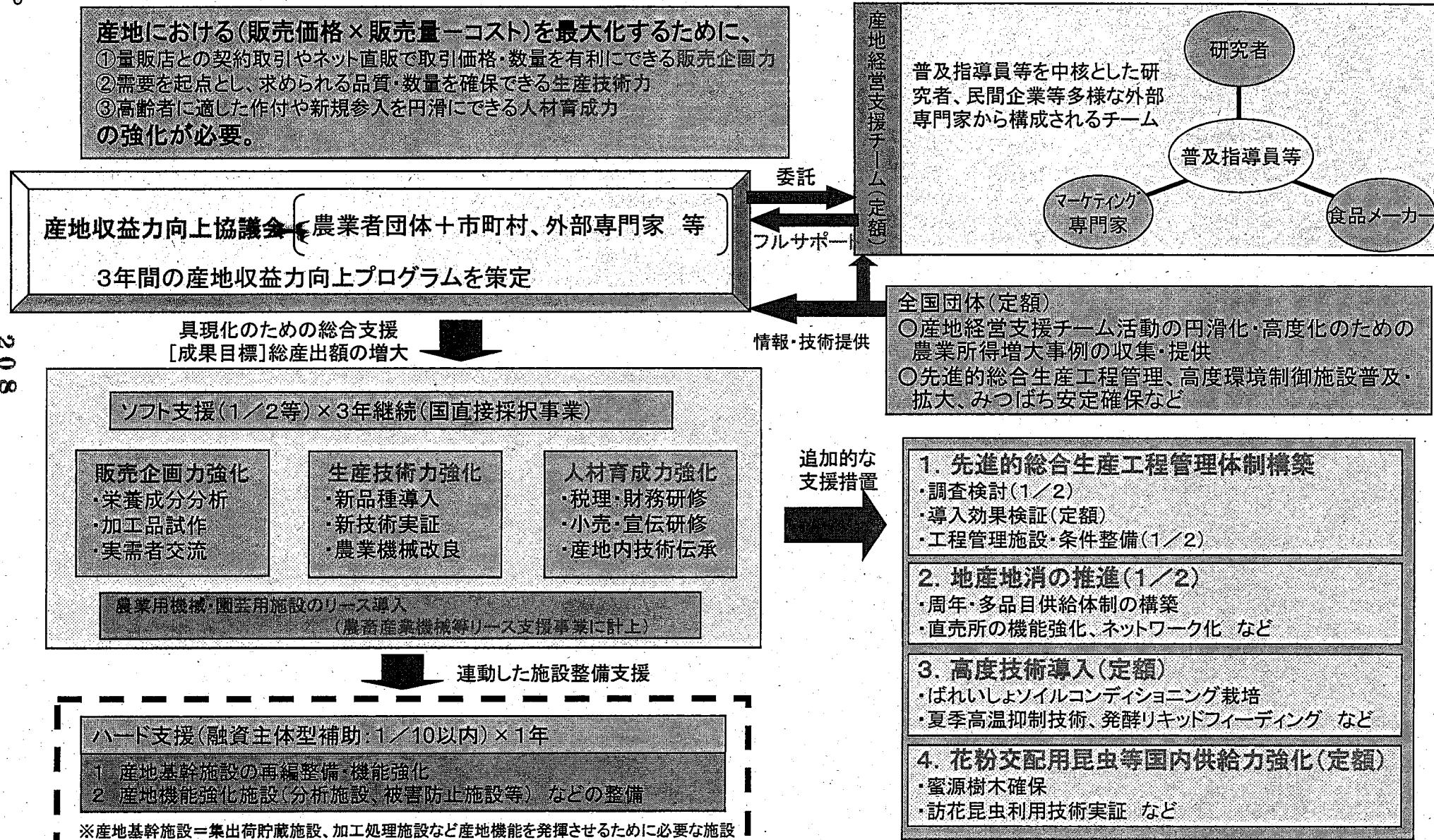
果樹：03-3502-5957（直）

花き：03-3593-6496（直）

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業(一般地区)

○産地収益力の向上を図り、供給力の持続性を回復するため、産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取り組みを総合的に支援する。

プロジェクトの特徴 ○品目にとらわれない産地全体の支援 ○普及員等を中心としたサポート体制 ○ソフト事業を中心として、施設整備や機械等の導入も支援



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【18,357(24,591)百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の高齢化や人口減少に伴う活力低下は深刻なものとなっており、農山漁村の活性化が国の重要な政策課題となっています。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。

政策目標

- 生産された地域産物や地域資源の活用、販路拡大に係る取組を新たに創出（今後5年間で250グループ）
- 全国の市町村の過半（1,000以上）で定住、交流に資する農山漁村の活性化を促進（平成27年度）

<主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備などを支援します。平成23年度は、生産機械施設等一部事業メニューについて、経営体（農業生産法人や農事組合法人）の主体的な経営判断による取組を促進するため、融資主体型支援の仕組みを導入します。

2. 定住環境の整備

定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。

3. 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる施設の整備を支援します。

補助率：定額（定額、1／2等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官 （03-3501-0814（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

平成23年度概算決定額：184億円

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより農山漁村地域の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。

特徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成（農林漁業者等の組織する団体等へは間接助成）
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手續が簡素化

整備内容

1. 生産基盤及び施設の整備
2. 定住環境の整備
3. 地域間交流の促進

各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対し、事業費の1／2等の交付率で、交付金を交付します。

農林水産省

→ 計画主体
(都道府県・市町村)

都道府県又は市町村が単独で又は共同して、各地域の実情に合わせて活性化計画(各地域それぞれのプロジェクト)を作成し、それを実現するために、交付金を活用できます。

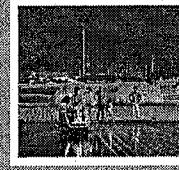
二地域間居住を推進

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



IJUターンを推進

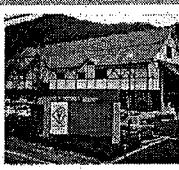
簡易給水施設等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



交付金を活用した計画(プロジェクト)の例

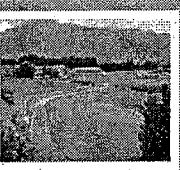
地場産品を活用して雇用創出

ブランド農産物栽培のための基盤整備や加工施設等の整備を行い、地場産品を活用した雇用を創出。



農林漁業振興と定住促進

農業生産基盤の整備や生活環境の整備により、農山漁村の良好な定住環境を確保。



豊かな自然を活用した交流

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



事業実施主体
(都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業共同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等)

耕作放棄地再生利用対策

【[所要額] 5,618 (5,454) 百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業者等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業や農村の衰退とともに面積は減少し、耕作放棄地が年々増加しています。
- ・このため、食料自給率目標50%を掲げた食料・農業・農村基本計画において、平成32年の農地面積を461万haと見込み、この面積確保のため、戸別所得補償制度や改正農地法を活用しつつ、既に荒廃した耕作放棄地の解消を図ることとしています。
- ・その実現に向け、本対策により、荒廃した耕作放棄地を再生し作物の生産再開を図る取組を支援しているところですが、所有者との調整や引き受け手確保の遅れ等から、対策初年度（平成21年度）の解消実績は1,040haに留まりました。

政策目標

農用地区域を中心として、年間約6千haの荒廃した耕作放棄地を再生利用

<主な内容>

荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に促進し、引き受け手（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援します。

○耕作放棄地再生利用交付金

① 再生利用活動

- ア 再生作業（障害物除去、深耕、整地等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）を一括で支援（再編統合・手続きの簡素化）
 - ・定額支援【5万円/10a】又は重機等を用いて行う場合【1/2等】
 - ・土づくり（2年目：必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
- イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

② 施設等補完整備

- ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】（定額支援創設・手続きの簡素化）

③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。

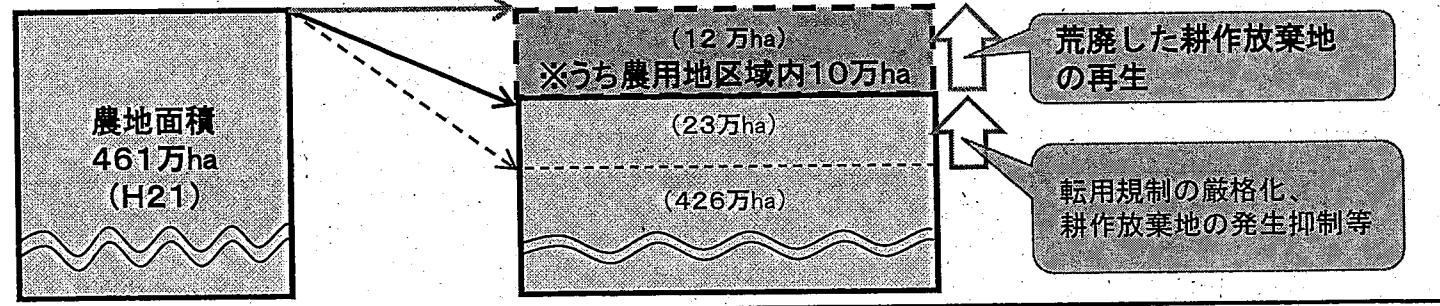
補助率：定額、1/2等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2195(直))]

平成23年度 耕作放棄地再生利用対策の概要

食料自給率50%を達成するためには必要な農地面積

461万ha(H32)



耕作放棄地再生利用対策の内容

- 事業概要** 荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に促進し、引き受け手（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援します。
- 補助率** 定額、1／2等
- 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）

○ 耕作放棄地再生利用交付金

① 再生利用活動

- ア 再生作業（障害物除去、深耕、整地等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）を一括で支援（再編統合・手続きの簡素化）
- 定額支援【5万円/10a】又は重機等を用いて行う場合【1／2等】
 - 土づくり（2年目：必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
- イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

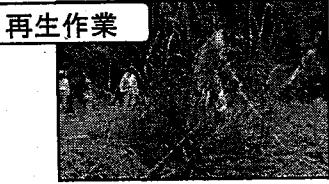
② 施設等補完整備

- 用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1／2等】
- 小規模基盤整備【2.5万円/10a】（定額支援創設・手続きの簡素化）

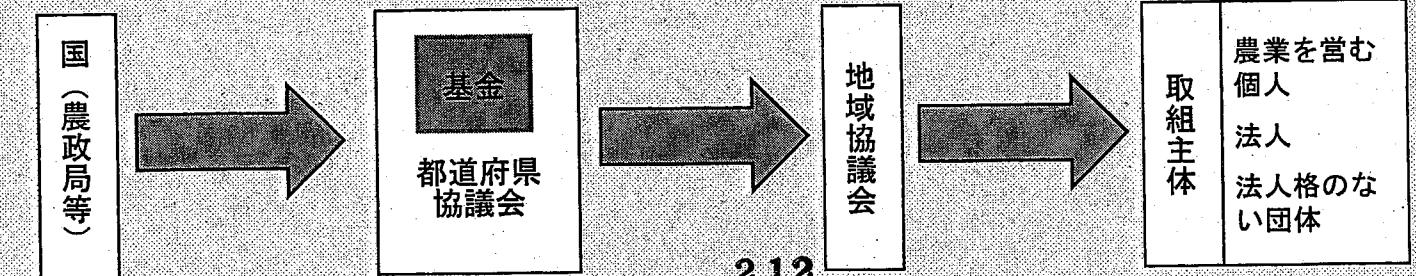
③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。



【再生利用交付金の流れ】



農地保有合理化促進事業（特会）

【平成23年度概算決定額：945,782（864,723）千円】

対策のポイント

農地保有合理化法人と農地利用集積円滑化団体との連携強化や意欲ある農業者の規模拡大に伴う負担軽減を図ることにより農地の集積を進めます。

＜背景／課題＞

我が国農業の競争力の向上・体质強化を図るために、小規模で分散している農地を集積し、経営規模の拡大を促進することが重要です。

このため、公的機関である農地保有合理化法人（都道府県農業公社）が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、意欲ある農業者に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援します。

政策目標

農地保有合理化法人が意欲ある農業者へ年間約1万haの農地を売渡

＜主な内容＞

1. 指導推進整備費

都道府県による農地保有合理化法人に対する指導、（社）全国農地保有合理化協会による農地保有合理化法人への農地の買入れ等資金の無利子貸付に必要な体制整備等を支援します。

2. 業務費

農地保有合理化法人が、農地利用集積円滑化団体と連携して農地保有合理化事業を実施するために必要な活動費や農地の売買に伴う契約書作成、測量及び登記申請等に必要な経費を支援します。

3. 事業費

（1）土地買入資金助成費

（社）全国農地保有合理化協会が農地保有合理化法人に対して農地の買入れ等資金を貸し付ける場合、貸付金の原資を金融機関から調達する際の利子を助成します。

（2）農地継承円滑化事業助成費

当面受け手のいない農地を維持・管理しつつ、良好な状態で農地を意欲ある農業者へ円滑に継承するため、農地保有合理化法人が行う緑肥作物栽培等の管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等に要する経費を支援します。

(3) 経営再生支援事業助成費

経営困難に陥った農業者の経営資源（農地・施設等）を農地保有合理化法人が買い入れる際に、売渡しを受ける意欲ある農業者の農業経営を勘案した適正価格で売渡しを行うための査定に要する経費を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないよう、農地保有合理化法人が一時管理する際の経費を支援します。

補助率：定額、 $7/10$ 、 $6/10$ 、 $1/2$ 以内

事業実施主体：都道府県、(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6744-2143(直))]

農地保有合理化促進事業の仕組み

